

令和5年第8回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 5年 8月 7日
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和5年8月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和5年8月7日 午後3時55分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、井上和俊、藤木正文、中山榮二、高山スミ子、天本京子、
八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

砥綿浩行、田川好明、萩尾博道、久原暢

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 安樂 鉄平

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

環境経済部農政課主任 木村 明江

5 会議に付した事項

農地

報告第 25号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 26号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第 27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 27号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

農政

議案第 15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 16号 農業経営基盤の促進に関する基本構想の変更に伴う事前説明について

令和5年第8回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：皆さん、こんにちは。ちょっと時間前ですが、それと同時に今日は欠席者がおられますけど、定足数には達しておりますので、ただいまから始めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第8回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、1番委員の石橋委員さん、それから10番委員の久原委員さんがいらっしゃらない。11番にしますか。誰がいいですかね。

○事務局：口頭で伝えます。

○議長：では、口頭で伝えまして、そのとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。

まず、1ページをお開けください。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第25号、議案書のとおり農地の権利移動届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□、外1名。届出地の表示、□□、外7筆。地目、地積に関しましては、田4,337、畑1,635、合計5,972平米となっております。届出の事由としましては相続、備考欄にありますようにあっせん希望はなしとなっております。

続けて番号2を説明させていただきます。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外3筆。地目、地積に関しましては、田5,285平米、合計5,285平米となっております。届出の事由としましては相続、あっせんの希望につきましては、なしとなっております。

番号3、届出者、大野城市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田35平米、合計35平米となっております。届出の事由は相続。あっせん希望に関しましては、なしとなっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんので、以上で本件に関する報告を終わります。

それでは、2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第26号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：まず、番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑364平米、合計364平米となっております。届出内容につきましては、転用目的が共同住宅、構造規模は木造2階建て、工事期間につきましては施工済みとなっております。なお、受付月日は令和5年7月3日となっております。

続きまして、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑27平米、合計27平米でございます。届出内容は、転用目的が敷地拡張、構造規模は盛土、整地、工事期間につきましては施工済みとなっております。なお、受付月日は令和5年7月10日です。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件につきまして質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

それでは、3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第27号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑4.1平米、合計4.1平米でございます。届出内容は、転用目的が敷地拡張、契約内容は売買、構造規模は盛土、整地、工事期間につきましては施工済みとなっております。受付月日は令和5年6月27日でございます。

続けて、番号2、譲受人、福岡市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目、地積に関しましては、畑1,122平米、合計1,122平米でございます。届出内容は、転用目的が宅地分譲、契約内容は売買、構造規模は盛土、整地、工事期間は令和5年9月1日から令和5年12月31日までとなっております。なお、受付月日は令和5年7月4日です。

続けて、番号3、譲受人、大野城市□□、□□、□□。譲渡人、朝倉郡筑前町□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田257平米、合計257平米でございます。届出内容は、転用目的が敷地拡張、契約内容は売買、構造規模は盛土、整地、工事期間は施行済みとなっております。受付月日は令和5年7月11日です。

番号4、筑紫野市□□、□□。譲渡人、福岡市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田201平米、仮換地が115平米、合計が201平米となっております。届出内容は、転用目的が自己住宅、契約内容は売買、構造規模は木造2階建て、工事期間は施行済みとなっております。受付月日は令和5年7月18日です。備考欄に書いてございませんけれども、土地区画整理事業地内の用地ということでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

よろしいですか。3番のほうです。257平米は敷地拡張になるのですか。

○事務局：今の会長からの分ですけれども、転用目的が敷地拡張ということでございますが、宅地の一部の整地を敷地拡張という取り扱いにさせていただいております。

○議長：いいです。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんので、本件に関する報告をこれで終わりたいと思います。

それでは次のページに行きます。4ページをお願いいたします。

議案第27号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。1番につきまして、地区委員であります□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○職務代理：番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、大分県宇佐市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田2,539平米、合計2,539平米。異動の内容、申請理由は相手方要望、契約内容は贈与。

位置図としては、5ページを見てください。□□が左下のほうにありまして、その横は□□です。□□と□□がクロスしているところが今□□ですね。ずっとその上に行ったら楕円形の印がしてありまして、字図と書いてあるところですけど、これが□□です。その下のほうというのが位置図で、次の6ページが字図で、この□□というところです。現在ここにはトウモロコシを今植えておられます。あわせて、この□□さんと□□さんは相続で、この□□を2分の1ずつ相続されたんですが、今回は□□さんがもう田んぼはしないということで、お兄さんの□□さんに贈与をするという3条申請でございます。□□さん自身は、トラクターとかは持っていないです

けど、耕運機や草刈機とかをきちんと確認として、きちんとこの農地は守ってもらわないといけませんよという確認は取れております。問題はないと思いましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、1番につきまして質疑、意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：トウモロコシは今、□□さんが自分で作ってあるんですか。

○職務代理：半々ですね。自分の意思でトウモロコシで作っていますが、協力をしてもらっている人がいらっしゃいます。

○委員：□□さんは弟さんなので。お兄さんが自分で作っている分は近所の人に作ってもらっているんですね。

○職務代理：地域の人と一緒に作っています。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することいたします。

それでは、2番に行きます。2番につきましては、□□委員さんのほうから御説明いただけるそうですので、よろしくをお願いいたします。

○委員：説明します。

譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示は□□。地積、田が62平米です。移動の内容は、申請理由が相手方要望、契約内容が贈与になっております。

地番は7ページと8ページに字図と両方ありますので、□□の近所ですね。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：ありがとうございます。

それでは、ただいま説明いただきました2番について質疑、意見のある方、お願いいたします。
どうぞ。

○委員：62平米で、字図を見ると、何か接道の関係か何かですか。そういう意味ではない。

○委員：私は代弁ですから、ちょっとこちらに。

○議長：事務局のほうから説明を。

○事務局：ここが進入路になるので。

○委員：進入路の関係ですか。

○事務局：はい。そのために、もともと兄弟間で……。

○委員：□□さんと□□さんが兄弟。

○事務局：はい。それで譲るということで贈与という形になっています。

○委員：進入路ですね。

○事務局：はい。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：では、ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、農政議案に移ります。

農政議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号5-08-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、朝倉郡筑前町□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、3,669平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、野菜。開始の時期、令和5年8月11日。終了の時期、令和11年6月10日。期間、6年。10アール当たりの賃借料、1,400円。備考、新規。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りいただければと思います。

続きまして、件数につきましては、更新が0件、新規が3件、計3件、筆数としましては、更新が0筆、新規が5筆、計5筆でございます。面積は合計5,682平米でございます。

また、先月の農業委員会で市外住民の利用権設定について御意見がありましたので、今後の市としての対応を御説明させていただきます。右上に、当日配付資料と書かれてあるものを御覧ください。こちらが利用権設定申請書の裏面となっております。こちらの用紙です。上に利用権設定申請書裏面というふうに書かれてあります。こちらに今回分かりやすいように強調しております(8)を御覧ください。読み上げさせていただきます。よろしいですか。

○議長：横書きのものです。お願いします。

○農政担当：では、読み上げさせていただきます。

(8) 利用権取得者の責務。乙が利用権の設定を受ける者です。乙はこの農用地利用集積計画の定めるところに従い、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保をすることとあります。こちらは、以前の農業委員会でも同様の意見が出たため、農地法3条の許可書にも同じ文言を設けている内容でございます。このように共通事項を設けて今まで説明をしているんですけども、今後も特にこの点には注意して説明を行いまして、周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。説明いただいた部分も含めて結構でございます。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

では、その先をお開けください。

議案第16号、農業経営基盤の促進に関する基本構想の変更に伴う事前説明についてを議題いたします。

担当者の説明をよろしく願いいたします。

○農政課職員：いつもお世話になっております。農政課の□□と申します。平素より市の農業政策に御理解、御協力いただきましてありがとうございます。本日は、農業経営基盤の促進に関する

る基本構想の変更に伴う事前説明についてというお時間をいただきました。誠にありがとうございます。本日は、来月の変更提出に伴う事前説明となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第16号のかがみ分を1枚めくっていただきます。カラーで印刷しております7番、基本方針・基本構想における記載内容の追加という1枚紙を準備しておりますので、御覧ください。

皆様も御存じのとおり、地域計画などの内容を法律に盛り込みました農業経営基盤強化促進法が今年の4月1日に改正されました。この法律の中には、都道府県は農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めるものとする、そして、市町村は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができるとなっております。必要が生じたときは変更することになっておりまして、上のほうに丸が二つあるんですけども、そのうちの2番目に書いてございます県の基本方針に関しては今年の6月末に改正が完了しております。市の基本構想は来月の9月末までに改正が必要となっております。

ページを1枚おめくりください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更についてと書いてある用紙を御覧ください。こちらは、福岡県の中で筑紫野市を管轄しております福岡農林事務所が作成いたしました県の基本方針の変更内容となります。県の変更内容と沿うような形で市の基本構想を変更する必要がございます。上のほうに記載がございます。基本方針を改正する理由の(1)国は、令和5年4月1日に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法などの一部を改正する法律を施行。改正内容、①地域計画の策定、②農地の集約化等、③人の確保・育成のための体制整備、こちらと、(2)農業経営基盤強化促進法基本要綱にて、県が定める基本方針及び市町村が定める基本構想において、「農業を担う者の確保・育成」、「農用地の効率的総合的な利用」に関する記載事項を追加することとされ、このように書いてございますので、この内容、1番と2番に関して市も改正をする予定となっております。

裏面をおめくりください。こちらにはスケジュールが書いてございます。黄色で色をつけております、②市町村が基本構想を定めるとき、市町村長は農業委員会の意見を聴取となっております。現在、変更内容は福岡農林事務所と協議中のため、今回は変更前である令和4年3月時点の改正の基本構想を配付しております。変更案につきましては、来月の9月の農業委員会にて御審議をお願いいたします。委員の皆様には、お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

以上、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長：それでは、本件に対する質疑のある方、お願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：来月にまた正式にかかるそうでございますので、その折でも結構ですので、昔のものと併せてどういうふうになるか検討していただいて、何かございましたら次回にでも出していたいただければと思いますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○議長：それでは、そういうことでよろしく申し上げます。それから、もし何か分からない点がございましたら、農政課の□□さんなり、農業委員会でも構いませんし、尋ねてください。よろしく願いいたします。

以上で本件に関する説明を終わります。

それでは、あとはいいですかね。□□さん、いいですか。

○農政課職員：大丈夫です。ありがとうございました。

○議長：それでは、ただいまの件で定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和5年第8回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。